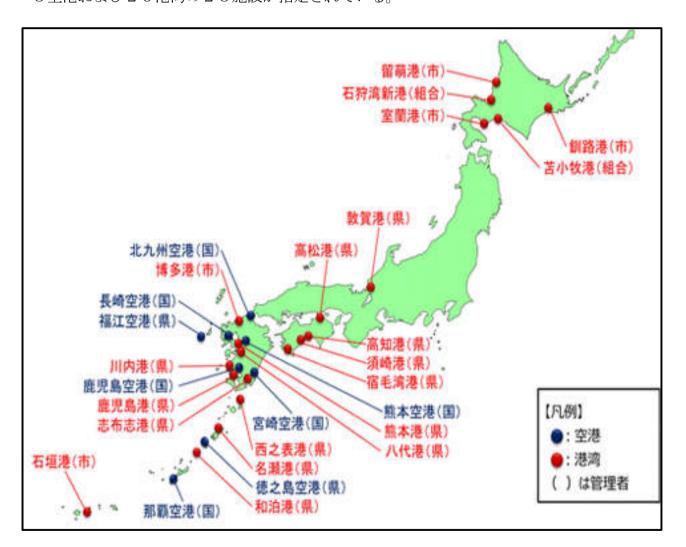
特定利用空港・港湾への対応について

1 概要

国は、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国と施設管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、当該空港・港湾については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進によって、空港・港湾の利便性の確保や機能の強化を図るとしている。

2 全国の指定状況

令和6年4月1日の当初の指定に加え、同年8月26日に追加指定が行われ、現在、全国で8空港および20港湾の28施設が指定されている。



3 これまでの経緯

令和6年10月9日,国(内閣官房,国土交通省,防衛省)から本市に対して,函館空港(国管理)および函館港(市管理)を特定利用空港・港湾の対象に検討しているとの説明があり,10月15日付けで,函館港において「円滑な利用に関する枠組み」を,関係省庁と函館市との間で確認することについて,正式に依頼(別添1)があった。なお,函館空港は国管理空港のため,関係省庁間での手続きとなる。(別添2)

本市においては、道内の他都市とは異なり、港湾のほかに空港も候補とされていることから、国からの説明を受けた後、施設利用者や地域住民が不安や疑問を抱くことのないよう国に対して不明な点等を確認するほか、市としても説明や意見交換を行うなど、対応を行ってきた。

○ 主な経過について

R6. 10. 9 国から市への説明

R6. 10. 15 「円滑な利用に関する枠組み」に対する確認の依頼

R6. 10. 28 経済建設常任委員会に報告

R6. 11. 5 函館空港周辺対策協議会および函館港利用促進協議会への説明

R6. 12. 4 経済建設常任委員会に説明会の概要報告

R6. 12. 20 国から市への第2回説明

4 本市の対応方針

- 国からの説明では
 - ・これまでの空港・港湾の運用は変わらず、円滑な利用に関する枠組みの確認は、あくまで民生利用との調整を図りつつ、自衛隊や海上保安庁の利用を適切に取り扱うことを確認するものであり、 自衛隊や海上保安庁が優先利用するものではないこと、
 - ・自衛隊や海上保安庁が空港・港湾の状況に精通することで、災害時に迅速に対応でき、能力を最 大限に発揮することが期待できること、
 - ・インフラの整備は、あくまで民生利用を主とした整備であり、自衛隊や海上保安庁専用の施設を 整備するものではないこと、

を確認した。

○ また、函館空港および函館港において、今回の国の取り組みにより、必要な整備が着実に行われるものと期待される。

○ このため、本市としては、港湾管理者として「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、国へ回答することとしたい。

○ なお、国管理の函館空港については、関係省庁間の手続きとなり、市が連絡・調整体制の構成員とならないことから、12月20日の国からの説明の際に、地域の不安や懸念が生じることがないよう、今後も引き続き、市や地域への丁寧な説明と情報提供を行うことを国に要請している。



令和6年10月15日内閣官房国土交通省防衛省

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について (依頼)

国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と函館市との間で確認することを依頼する。

別添 1

(案)

函館港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

- 1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。)であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省北海道防衛局・海上保安庁第一管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。 国土交通省北海道開発局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省北海道開発局港湾空港部長 海上保安庁第一管区海上保安本部長 防衛省北海道防衛局長 函館市長 (案)

令和●年●月●日 国土交通省 海上保安庁 防 衛 省

函館空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

- 1. 函館空港の空港管理者である国土交通省は、平素において自衛隊・ 海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用につい て、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 2. また、国土交通省は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合 合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合(武力 攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く)であって、当該空港の施設 を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に 配慮しつつ、防衛省・海上保安庁と緊密に連携しながら、自衛隊・ 海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 3. 上記の着実な実施に向けて、関係省庁間において連絡・調整体制を 構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。